

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県古賀市谷山字後田758番1
氏 名 有限会社安原商会
代表取締役 安原 誠一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年(2023年)3月30日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)3月3日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	—	—	—	○
廃油	—	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	○	—	—	—
木くず	—	○	—	—	—
繊維くず	—	○	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
鋳さい	—	—	—	—	○
がれき類	—	○	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	○
政令第2条第13号に規定する廃棄物	—	—	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成25年(2013年)3月4日付けで新規受付
- (2) 平成30年(2018年)3月30日付けで更新許可

- (3) 令和元年（2019年）9月12日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：安原 福龍）
- (4) 令和5年（2023年）3月28日付けの変更届出により事業の一部廃止（「廃酸」及び「廃アルカリ」の「水銀含有ばいじん等」を削除。）
- (5) 令和5年（2023年）3月30日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考